

4 人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則

(昭和53年6月23日島根県規則第36号)

第1条 人事委員会、労働委員会及び監査委員の所掌に係る予算の執行に関する事務（以下「予算執行事務」という。）のうち、次に掲げる事務については、それぞれ人事委員会事務局長、労働委員会事務局長又は監査委員事務局長の職にある職員（以下「局長」という。）が専決することができる。

- (1) 1件300万円以上2,000万円未満の物品を購入し、又は請負（工事の請負を除く。）に付すこと、委託することその他労務の提供を受けること（以下「請負等」という。）を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。
- (2) 1件300万円以上の収入の調定及び納入の通知をすること。
- (3) 交際費の支出の決定をすること。

第2条 局長が不在のときは、人事委員会事務局企画課長、労働委員会事務局審査調整課長又は監査委員事務局監査第一課長の職にある職員（以下「課長」という。）が、それぞれ前条に規定する事務を代決することができる。

第3条 予算執行事務のうち、次に掲げる事務については、課長が専決することができる。

- (1) 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。
- (2) 1件300万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。
- (3) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること（島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第2条第11号に規定する財務会計システムの電子決裁を使用して行うものに限る。）。
- (4) 1件300万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること。
- (5) 出納機関に対し、収入の調定について通知すること。

第4条 第1条及び前条に規定する予算執行事務のうち、重要若しくは異例であるもの又は疑義のあるものについては、前3条の規定にかかわらず、専決又は代決することができない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和59年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成5年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成16年規則第39号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成16年規則第104号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附則（平成21年規則第46号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年規則第74号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附則（平成23年規則第97号）抄

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附則（平成28年規則第74号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

(~14)